



情報マネジメントシステム

IMS 認証機関認定基準に関する指針MD 2

JIP-IMAC103-1. 1a

2011 年 12 月 26 日

一般財団法人 日本情報経済社会推進協会

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号

六本木ファーストビル内

Tel.03-5860-7570 Fax.03-5573-0564

URL <http://www.isms.jipdec.or.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改定箇所（改訂理由）	備考
1.0	2008.5.15	初版	
1.1	2011.4.1	1. 目的に JIP-BCAC100 (BCMS 認証機関認定基準及び指針) を追加 協会名称の変更	
1.1a	2011.12.26	協会住所、電話・FAX 番号の変更	

1. 目的

この文書は、JIP-ISAC100（ISMS 認証機関認定基準及び指針）、JIP-ITAC100（ITSMS 認証機関認定基準及び指針）、及び JIP-BCAC100（BCMS 認証機関認定基準及び指針）に対する共通の指針を示すものである。

2. 指針

- 1) この指針は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会 情報マネジメント推進センター（以下、本協会という）が IAF¹(国際認定フォーラム)指針文書 IAF MD2:2007（認定されたマネジメントシステム認証の移転についての IAF 必須文書²）（以下、IAF 必須文書という）の原文³を日本語に翻訳したものを使用する。この指針には、IAF 必須文書の日本語訳を添付している。
- 2) この指針に添付している IAF 必須文書の日本語版に対し、“ISO/IEC 17021”は“JIS Q 17021”と読み替える。
- 3) IAF 必須文書に記載されている IAF 相互承認協定（MLA）に関する事項は、協定への加盟を想定したものであるが、加盟できる体制にあることを前提としている訳ではない。
- 4) 本協会では、この指針を本協会が認定した認証機関の間での認証の移転の指針として適用する。

¹ IAF : International Accreditation Forum, Inc.

² IAF Mandatory Document for the Transfer of Accredited Certification of Management Systems

³ 本協会は、IAF 指針の著作権は IAF が保持しており、正本は英語版であることを認めている。

International Accreditation Forum, Inc.

国際認定機関フォーラム (IAF)



IAF Mandatory Document

IAF 必須文書

認定されたマネジメントシステム認証の移転についての

IAF 必須文書

Issue 1

(IAF MD2:2007)

日本語版について

この IAF 必須文書の日本語版は、ISMS/ITSMS/BCMS 適合性評価制度の指針として使用するために、一般財団法人日本情報経済社会協会 情報マネジメント推進センター（以下、本協会という）が IAF の許可を得て日本語に翻訳したものである。

この IAF 必須文書の日本語版の著作権は本協会が保有する。この文書を本協会の許可なく転載することを禁ずる。

国際認定機関フォーラム (IAF) は、適合性評価サービスを提供する機関の認定のためのプログラムを運営している。このような認定によって貿易は促進され、複数認証の必要性は軽減される。

認定は、認定された適合性評価機関がその認定の範囲内で業務を実施する力量があることを、事業者及びその顧客に対して保証することにより、彼らに対するリスクを軽減する。IAF メンバーである認定機関、及びそれらに認定された適合性評価機関は、該当する国際規格及びその規格を一貫して適用するための IAF 必須文書に適合することが要求される。

IAF 国際相互承認協定 (MLA) のメンバーである認定機関は、それぞれの認定プログラムの同等性を保証するため、定期的に相互の評価を実施している。IAF MLA は次の 2 段階で運営している。

- 検査機関に対する ISO/IEC 17020、マネジメントシステム認証機関に対する ISO/IEC 17021、要員認証機関に対する ISO/IEC 17024、及び製品認証機関に対する ISO/IEC Guide 65 等に対する適合性評価機関の認定に関する MLA は、フレームワーク MLA と見なされる。フレームワーク MLA は、認定された適合性評価機関が、適合性評価活動の業務遂行において同等に信頼できるという信頼を与える。
- 認定範囲として特定の適合性評価規格又はスキームをもつ適合性評価機関の認定に対する MLA は、認証の同等性に信頼を与える。

IAF MLA は、認証が市場に受け入れられるために必要な信頼をもたらす。IAF MLA 参加認定機関によって認定された、特定の規格又はスキームでの認証を取得している組織または個人は、認証取得により国際貿易を促進するものとして国際的に認められる。

Issue No 1

Prepared by: IAF Technical Committee

Approved by: IAF Members

Date: 11 October 2007

Issue Date: 14 December 2007

Application Date: 15 September 2008

Name for Enquiries: John Owen, IAF Corporate Secretary

Contact: Phone: +612 9481 7343;

Email: <secretary@iaf.nu>

IAF 必須文書への序文

この文書で用いられている“～望ましい(should)”という用語は、規格要求事項に適合するための認められた手段であることを示すものである。適合性評価機関は、認定機関に対して実証できるのであれば、同等の方法で要求事項に適合することもできる。この文書で用いられている“～なければならない(shall)”という用語は、関連する規格の要求事項を反映しているそれらの規定が必須であることを示す。

認定されたマネジメントシステム認証の移転についての IAF 必須文書

この文書は ISO/IEC 17021: 2006 の 9.1.1 の一貫した適用のために必須であり、IAF GD2: 2005 附属書 4 及び IAF GD6: 2006 の附属書 2 で以前規定されていた指針に基づいている。ISO/IEC 17021: 2006 のすべての箇条は引き続き適用され、この文書は当該規格のどの要求事項にも優先しない。この必須文書は、品質マネジメントシステム (QMS) 及び環境マネジメントシステム (EMS) のみに適用されるものではなく、その他のマネジメントシステムにも使用することができる。

0. 序文

- 0.1 この文書は、認定されたマネジメントシステム認証を、認証機関間で移転する場合の基準を提供する。この基準は、IAF MLA 加盟認定機関に認定された認証機関の買収の場合にも適用可能である。
- 0.2 この文書の目的は、ある認証機関によって発行された、認定されたマネジメントシステム認証が、後に別の認証機関に移転された場合の整合性の維持を保証することである。
- 0.3 この文書は、認証の移転について最低限の基準を提供する。認証機関は、被認証組織が認証機関を選択する自由が不当又は不公正に制限されない限り、この文書に規定するものより厳しい手順又は処置を実施してもよい。

1 定義

1.1 認証の移転

認証の移転は、ある認定された認証機関(以下、移転元認証機関という)が授与した既存の有効なマネジメントシステム認証を、別の認定された認証機関(以下、移転先認証機関という)が自身による認証の発行を目的として認知することとして定義される。

注記: 複数認証(複数の認証機関による同時の認証)は上記の定義には該当せず、また IAF は複数認証を推奨しない。

2 最低限の要求事項

2.1 認定

2.1.1 IAF MLA 加盟メンバーによる認定の範囲に含まれる認証のみが、移転の対象となり得る。そのような認定の範囲に含まれない認証を取得している組織は、新規顧客として扱わなければならない。

2.2 移転前のレビュー

2.2.1 移転先認証機関の力量のある要員が顧客候補組織の認証についてレビューを実施しなければならない。このレビューは、文書レビューによって行わなければならない。通常は顧客候補組織の訪問を含むことが望ましい。訪問を行わない場合の理由は、その正当性を十分に示し、文書化しなければならない。移転元認証機関と連絡がとれない場合は、組織の訪問を行わなければならない。レビューには次の側面を含めることが望ましく、その所見は完全に文書化しなければならない。

- i) 顧客組織の認証された活動が、移転先認証機関の認定範囲に含まれることの確認。
- ii) 移転を希望する理由。
- iii) 認証の移転を希望するサイトが、真正性、有効期間、及びマネジメントシステム認証に含まれる活動の範囲の観点から、有効な、認定された認証を取得していること。認証の有効性及び未解決の不適合の状況については、可能であれば、業務を中止していない限り移転元認証機関が検証することが望ましい。移転元認証機関と連絡をとることができない場合、移転先認証機関はその理由を記録しなければならない。
- iv) 最後に実施された認証又は再認証の審査報告書、その後のサーベイランス報告書及びそれらから生じる可能性のある未解決の不適合についての検討。この検討には、認証プロセスに関する入手可能な関連文書、すなわち、手書きのメモ、チェックリスト等も含めなければならない。最後に実施された認証、再認証又はその後のサーベイランス審査報告書が入手可能でない、又はサーベイランス審査の時期を過ぎている場合、その組織は新規顧客として扱わなければならない。
- v) 受けた苦情及び取った処置
- vi) 現在の認証サイクルにおける段階。この文書の 2.3.4 参照。
- vii) 法令順守の観点から見た顧客組織と規制当局との現在の関係

2.3 認証

-
-
- 2.3.1 通常は、有効な認定された認証のみが移転されることが望ましい。業務を停止した認証機関、若しくは認定が失効、一時停止、又は取り消された認証機関が認証を授与している場合、移転先認証機関はその裁量で認証の移転を検討してもよい。その場合、移転先認証機関は移転を進める前に、登録証にマークを掲載する予定の認定機関の合意を得なければならない。買収の場合は、買収する認証機関は、可能であれば買収される認証機関の契約上の義務を遂行することが望ましい。
- 2.3.2 一時停止となっている、又は一時停止のおそれがあることがわかっている認証は、移転の対象として受け入れられない。移転先認証機関が移転元認証機関における認証の状況を検証できない場合、登録証が一時停止となっていない、又は一時停止のおそれがないことの確認を、その組織に要求しなければならない。
- 2.3.3 未解決の不適合は、可能であれば移転前に、移転元認証機関が解決することが望ましい。それが可能でない場合は、移転先認証機関が解決しなければならない。
- 2.3.4 移転前レビューによって新たな未解決の問題、又は潜在的な問題が特定されなかった場合は、通常の意味決定プロセス後に認証を発行してよい。継続的なサーベイランスプログラムは、移転先認証機関がレビューの結果として初回又は再認証審査を行った場合以外は、前回の認証方法に基づいて行うことが望ましい。
- 2.3.5 移転前レビューの後も、現在の又は以前取得した認証の適切性について疑問が依然として残る場合、移転先認証機関は疑問の程度に応じて次のいずれかを行わなければならない。
- 申請組織を新規顧客として取り扱う。又は
 - 特定された問題領域に特に集中して審査を行う。

要求される処置に関する決定は、検出された問題の性質及び程度によって決まり、組織に説明しなければならない。認証機関は決定の正当性について文書化し、記録を保管しなければならない。

認定されたマネジメントシステム認証の移転についての IAF 必須文書終わり。

追加情報

本指針又はその他の IAF 文書について、追加情報が必要な場合は、IAF メンバー又は IAF 事務局にお問い合わせください。

IAF メンバーの詳細連絡先については、IAF Web サイト参照 <<http://www.iaf.nu>>

事務局—

John Owen,

IAF Corporate Secretary

電話 +612 9481 7343

E メール secretary@iaf.nu